

一般社団法人日本接着歯学会
専門医認定審査実施要項

本要項は、一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という。）専門医制度規則第4条の規定に基づき、専門医認定審査の実施に関し、必要な事項を定めたものである。

1. 専門医認定審査の公示

専門医認定委員会（以下「委員会」という。）による認定審査は、原則として毎年度1回ないし2回実施し、実施3カ月前までに公示を行う。

2. 専門医認定審査

専門医の認定審査は書類審査と認定試験（症例試験及び面接試験）によって行う。申請者は、本会専門医制度施行細則第5条に定める専門医申請書類及び専門医認定研修実施要綱に記載の添付資料を別に定める指定期日までに委員会に提出し、書類審査を受けなければならない。なお、審査の結果、必要書類の再提出を求める場合がある。再提出が委員会の指定する期日に間に合わない場合は、次回以降の申請として取り扱う。

3. 症例試験の要件

- (1)接着治療による短期症例2症例及び長期症例1症例の合計3症例を提示する。
- (2)同一患者に対して複数の直接修復あるいは補綴装置を施した場合は1症例とする。
- (3)短期症例は術後経過3年未満のもの、長期症例は術後経過3年以上のものとする。
- (4)症例毎に指導医の検印を受けるものとする。
- (5)提示する症例は症例報告書（6号様式）に記載する。
- (6)提示する3症例すべてについて、関連するX線写真及び口腔内写真を電子ファイルにて提出する。

4. 面接試験の要件

- (1)申請者は、提示した症例のうち長期症例1症例について一口腔単位での情報を交えたケースプレゼンテーションを行い、口頭試問を受ける。
- (2)ケースプレゼンテーションを予定する症例は6-1号様式に記載する。
- (3)ケースプレゼンテーションに指定した症例には、患者情報、検査、診断、治療計画、施術（接着材料と術式を含む）、術直後、経過観察などの情報が含まれる。
- (4)ケースプレゼンテーションの時間は10分間、口頭試問は20分間とする。
- (5)ケースプレゼンテーションは、PC（自己所有）によるスライド形式とする。
- (6)口頭試問には、長期症例1症例のほか短期症例2症例の内容も含まれるものとする。

5. 専門医認定審査の判定

審査は、委員会指導医若しくは委員会指導医及び委員会から依頼を受けた本会指導医が担当する。

合否は、書類審査及び認定試験の内容をもとに総合的な評価によって判定する。

6. 改廃

本要項の改廃は、委員会の発議により規程検討委員会で協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. 本要項は、2020年10月4日に制定し、2021年4月1日から施行する。
2. 本要項は、2022年7月26日から一部改正施行し、2022年4月1日から適用する。